



訴 状

令和5年 7 月 26 日

神戸地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	内	橋	一
(主任) 同 弁護士	加	藤	昌
同 弁護士	谷	口	芙



当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

解約料条項等差止請求事件

訴訟物の価額	160万円
貼用印紙の額	1万3000円

請求の趣旨 別紙「請求の趣旨」記載のとおり

請求の原因 別紙「請求の原因」記載のとおり

証 拠 方 法

別紙「証拠説明書」記載のとおり

付 属 書 類

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 訴状副本  | 1通  |
| 2 証拠説明書 | 1通  |
| 3 甲号証写し | 各1通 |
| 4 訴訟委任状 | 1通  |
| 5 資格証明書 | 2通  |

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、別紙条項目録記載の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
  - 2 被告は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって181日目に当たる日以前に解約がなされた場合において、消費者が被告に対して既に支払った対価の返還請求をなしえないとの条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
  - 3 被告は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって181日目に当たる日以前に解約がなされた場合において、消費者が被告に対して支払うべき損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
  - 4 被告は、別紙条項目録記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を廃棄せよ。
  - 5 被告は、その従業員らに対し、別紙配布書面目録記載の内容を記載した書面を配布せよ。
  - 6 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

# 請 求 の 原 因

## 第1 当事者

### 1 原告

原告は、平成20年5月28日、内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づいて認定された適格消費者団体である（甲1）。

### 2 被告

被告は、神戸市中央区東川崎町1丁目3番5号所在の神戸ハーバーランドホテルクラウンパレス神戸内にある「THE MARCUS SQUARE KOBE（ザ マーカスクエア神戸）」をはじめとして全国に多数の結婚式場において、消費者の委託を受けて挙式披露宴を実施することを業とする株式会社である（甲2、甲3）。

## 第2 被告の挙式披露宴実施契約について

被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、「ウェディングパーティご利用規約」と題する利用規約（甲4。以下、「本件利用規約」という。）により挙式披露宴実施契約（以下、「本件挙式披露宴実施契約」という。）を締結している。

本件挙式披露宴実施契約は、被告が、消費者に対し、挙式披露宴の実施会場の利用を認め、かつ、その挙式披露宴の司会進行、食事の提供、キャンドルサービスその他の各種余興の提供、招待客に対する案内、更衣室の提供など、挙式披露宴実施につき必要となる役務全般を提供する内容の契約であり、その法的性質は、準委任契約であると考えられる。

被告は、本件利用規約第6条において、契約成立後に消費者側から解約する場合に関し、別紙条項目録記載の通り、所定の解約料の支払を請求する旨、定めている（以下、「本件解約料条項」という）（甲4）。本件解約料条項によれば、消費

者が挙式披露宴の実施が予定されている日からさかのぼって181日目に当たる日以前に本件挙式披露宴実施契約を解約した場合、申込金全額（本件規約第1条によれば申込金の額は20万円）及び実費を解約金として支払わなければならないこととなる。

### 第3 問題点の把握

解約時期への配慮のない、契約成立直後からの申込金相当額の解約料名目による没収が、本件解約料条項の不当性の本質である。

すなわち、本件解約料条項が適用される結果、消費者は、被告との本件挙式披露宴実施契約の締結の直後に解約をした場合で、しかも、それが披露宴当日より起算して181日前の解約であった場合でさえ、申込金20万円の返金を受けられないことになる。

このような結論は、次のような視点から、それぞれ不当であると考えられる。

第1に、本件挙式披露宴実施契約が解約により終了した場合には、本来、消費者は、被告に対し、既払金（申込金）の返還を請求することができるはずであるが、本件解約料条項は、消費者の不当利得返還請求権を一方的に剥奪し、既払金（申込金）の返還を一切認めないとしている点で不当である。

第2に、本件解約料条項が、解約の場合における消費者の不当利得返還請求権を阻止する実質的理由として、「当該不当利得返還請求権と被告の消費者に対する解約に伴う損害賠償請求権ないし報酬支払請求権との対当額での相殺」を考えるとすれば、それ自体も不当である。なぜなら、本件挙式披露宴実施契約は準委任契約と性質決定されるところ、準委任契約が任意解除されたとしても、消費者は損害賠償義務を負わないし（民法651条2項）、また、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合にはない以上、報酬の支払義務も発生しない（民法648条の2第2項）から、自働債権としての被告の請求権は何ら生じないからである。また、本件解約料条項は解約料の額につき「お

申込金全額及び実費」と定めているところ、「実費」についてはその金額及び算定方法が消費者にはまったく明らかにされていない点も、不当である。

第3に、本件解約料条項は、解約の場合における被告からする損害賠償請求権が発生するものという前提に立った上で、その損害賠償額の予定を、消費者が支払った既払額（申込金20万円）と同額と定めた上で、この被告の消費者に対する損害賠償請求権20万円をもって、消費者の被告に対する既払金の不当利得返還請求権20万円と対当額で相殺するという法律構成を採用した契約条項であると理解することもできる。しかし、この法律構成は、①消費者の被告に対する既払金の不当利得返還請求権20万円が明らかに存在している状況のもとで（前記第1）、②本来存在していないと考えられる被告の消費者に対する準委任契約の解除による損害賠償請求権が存在するものと強引に仮定し（前記第2）、③さらに、その上で、その存在が疑わしい上記解除による損害賠償請求権の金額について、特段の根拠もなく、消費者が支払った既払金の金額と同一であるとみなして、これをもって損害賠償額の予定と一方的に定めて、両者を相殺するというものであり、その不当性は一層明らかである。

#### 第4 本件解約料条項の不当条項性

##### 1 消費者契約法10条該当性

##### (1) 消費者契約法10条の解釈

##### ア 消費者契約法10条前段について

消費者契約法10条前段にいう「法令中の公の秩序に関しなない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限しまたは消費者の義務を加重する消費者契約の条項」とは、その契約条項が、当該条項がなければ適用された、当事者間に情報格差・交渉力格差がない理想的状況において合意されたであろう権利義務関係と比較し、消費者に不利であることをいう。比較対象となる任意法規は、明文の規定に限定されず判例法や契約に関する

一般的な法理等も含まれる。

任意規定や判例法、契約に関する一般法理には、情報格差・交渉力格差のない対等当事者間で妥当する適正な価値判断ないし正義内容が含まれている（任意法規の指導形象機能）。したがって、そこからの合理的な理由のない乖離は、情報格差・交渉力格差の結果を示すものと考えられ、不当条項であることの徴表となる。

そこで、消費者契約法10条前段においては、問題となる契約条項が、任意規定や判例法、契約に関する一般法理の適用のもとで当事者間に情報格差・交渉力格差がない理想的状況において合意されたであろう権利義務関係と比較し、消費者に不利であることが、不当条項として規制されるための要件とされているものである。

#### イ 消費者契約法10条の後段について

消費者契約にあつては、構造的に「消費者と事業者との間に存する情報の質と量及び交渉力の格差」（消費者契約法1条）があり、しかも事業者は約款によって消費者と取引をすることが通例である。

約款を利用して消費者契約の締結がなされた場合、①消費者が多数の契約条項を了知して精査し尽くすことは困難であり、事業者が自己に有利な内容の契約条項を多数の契約条項の中に隠蔽して設定することも可能であること（隠蔽効果、情報の質及び量の格差のあらわれ）、②契約条項があらかじめ事業者によって確定され、しかも当該契約条項が同種の多数の取引に用いられており、それによる以外の選択肢が事実上ないため変更はありえず、消費者による交渉の余地がないこと（附合性、交渉力の格差のあらわれ）といった問題が生じる。

約款が利用された消費者契約にあつては、契約条項についての消費者の意思的関与の希薄さや、実質的交渉の欠如により、当事者双方が契約内容の形成に関与することによる内容の合理性の保障が働かない特徴があり、

約款が利用された消費者契約における、情報の質と量及び交渉力の格差に起因する希薄な合意による消費者の自己決定基盤の喪失に対し、事業者にはその補填の意味で消費者の利益への適正な顧慮義務が認められ、また、実質的な契約の自由を回復し消費者の自己決定権を支援する目的での司法的介入（不当条項規制）が正当化される。

このような考え方にに基づき、消費者契約法10条後段にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則」（信義則）とは、「消費者との間の情報の質と量及び交渉力の構造的格差に由来して、契約条項の作成を事実上ゆだねられた事業者が、自己の利益ばかりに固執することなく消費者の利益を適切に顧慮すべき信義則上の義務」を意味し、「消費者の利益を一方的に害する」とは、その契約条項が、消費者が本来有しているはずの利益を不当に侵害し、正当な理由もなく両当事者間の利益の衡平が損なわれていることを意味するとされている。

消費者契約法10条後段の解釈にあたっては、ドイツ民法307条2項が、①任意規定の本質的基本思想との抵触（立法者が是とした、当事者利益を合理的かつ公平に配慮した任意規定の秩序づけ機能の無視）、②契約目的達成の危殆化（特に非典型契約について、契約をなした意義を失わせること）という視点を定めていることが、参考とされるべきである。

#### ウ 消費者契約法10条前段要件と後段要件の関係

消費者契約法10条前段要件と後段要件の関係については、実務上は、前段要件は、問題となる契約条項のスクリーニング（ふるい分け）のための要件として機能しており、消費者契約法10条前段で比較対象とされる任意規定や判例法、契約に関する一般法理と、消費者契約法10条後段で信義則違反の判断の基礎となる法理は、同種のものであり、前段要件で問題となった、任意規定等からの乖離あるいは両当事者の権利義務関係の不均衡につき、その程度が大きい場合が、後段要件の信義則に反して消費者

の利益を一方的に害すると評価されることになる。

消費者契約法10条前段でとりあげられた「任意規定や判例法、契約に関する一般法理」は、消費者契約法10条後段においても、問題とされる契約条項につき当該「任意規定や判例法、契約に関する一般法理」との乖離の程度が大きいか否かが判断対象となり、さらに、要件論のみならず効果論においても、消費者契約法10条に違反して当該契約条項が無効となった場合には、当該無効となった不当条項を排除したために生じた空白部分を補充するのは、消費者契約法10条前段でとりあげられた「任意規定や判例法、契約に関する一般法理」となる。

このように、消費者契約法10条前段でとりあげられた「任意規定や判例法、契約に関する一般法理」は、消費者契約法10条による不当条項規制の要件・効果を一貫して統一している理念であり、消費者契約法10条前段でとりあげられた「任意規定や判例法、契約に関する一般法理」ごとに、契約条項差止請求にかかる訴訟物は異なるものである。

本件では、消費者契約法10条該当性の判断において、双務有償契約の等価交換的關係に由来する契約解消の場合の不当利得（民法703条、民法545条1項）という本質的基本思想への抵触の問題と、委任契約解約の場合における損害賠償請求権（民法651条2項）、報酬請求権（民法648条の2第2項）の不発生という本質的基本思想への抵触の問題、及び「実費」部分の透明性の原則（消費者契約法3条1項1号）への抵触の問題という、三つの問題それぞれについて、別個の訴訟物として差止が検討されなければならない。

## (2) 民法703条、民法545条1項の基本理念との抵触

### ア 消費者契約法10条前段への該当

消費者契約法10条の「公の秩序に関しない規定」には、法律の明文の規定のみならず一般的な法理等も含まれるところ、契約法の一般原則によ



れば、契約解消の場合において、既払いの対価については、不当利得（民法703条、民法545条1項）としてその返還を要するのであり、本件解約料条項は、任意法規や判例法、契約に関する一般法理によるよりも不当利得の範囲を消費者に不利に取り扱い、不当利得返還義務を免除させて消費者の権利を制限しているから、消費者契約法10条前段に該当する。

#### イ 消費者契約法10条後段への該当

給付と反対給付との等価有償交換を目的とする双務有償契約においては、給付が提供されなければ対価を支払う必要がないという対価的牽連関係が存在するものであり、その意味で、既払金についての不当利得の返還請求権（民法703条、民法545条1項）は、双務有償契約における対価的牽連性の貫徹をその目的としており、「事業者が給付を提供しなければ、消費者はその対価を支払う必要はないこと」、すなわち、「事業者は給付を提供しなければ、前払いを受けた対価を消費者に返還しなければならないこと」は、「双務有償契約における契約正義」たる「給付の対価的均衡」に由来している。したがって、不当利得返還請求権（民法703条、民法545条1項）は、特段の事情がない限り、剥奪することのできない権利として、契約当事者に付与されているものと考えられる。

本件解約料条項は、「給付なければ対価なし」、「双務有償契約における給付の対価的均衡」という本質的基本思想と真正面から抵触するものであり、信義則に反して消費者の利益を一方向的に害する不当条項として、消費者契約法10条後段に該当する。

### (3) 民法651条2項及び民法648条の2第2項の基本理念との抵触

#### ア 消費者契約法10条前段への該当

本件解約料条項は、解約の場合における被告からする損害賠償請求について、損害賠償額の予定を、消費者が支払った既払額（20万円）と同額と定めた上で、この被告の消費者に対する損害賠償請求権をもって、消費

者の被告に対する不当利得返還請求権と対当額で相殺するという法律構成を採用した契約条項であると理解することもできる。

本件挙式披露宴実施契約の法的性質は準委任契約であるから、委任者たる消費者は、受任者たる被告との間の本件挙式披露宴実施契約を民法651条1項に基づき任意解除することができるが、委任の任意解除をした委任者は、①受任者に不利な時期に委任を解除したとき、②委任者が受任者の利益をも目的とする委任を解除したとき（単に報酬の約束のある有償委任であるというだけでは足りない。）を除き、受任者に対し、任意解除により生じた損害を賠償する義務を負わない（民法651条2項）。

また、本件挙式披露宴実施契約は、委任事務の履行により得られる成果（挙式披露宴の実行）に対して報酬を支払うことを約した場合あると考えられるが（履行割合型ではなく成果報酬型である。）、成果が得られる前の委任事務の履行不能・中途終了のときは、受任者は、既に履行した委任事務の結果が可分でその部分によって委任者が利益を受けるときに限り、その利益の割合に応じて報酬を請求することができるにとどまる（民法648条の2第2項が準用する民法634条）のであり、本件では、このような委任者の割合的利益はないため、委任者は報酬支払義務を負わない。

以上のとおり、任意規定である民法651条2項及び民法648条の2第2項が適用された場合には、本件挙式披露宴実施契約の解約にあたり、消費者は、被告に対し、損害賠償義務又は報酬支払義務を負わない。

したがって、本件解約料条項は、解約の場合における被告からする損害賠償請求ないし報酬支払請求が認められるとの前提に立って、損害賠償額の予定を定めるものであり、任意規定の適用の場合には認められない金銭の支払を消費者に求めるものであり、消費者の義務を加重するものであるから、消費者契約法10条前段に該当する。

イ 消費者契約法10条後段への該当

本件解約料条項は、消費者が披露宴当日より起算して解約日が181日前までに解約した場合には、たとえその解約の時期が披露宴当日よりも1年前であろうとも、申込金全額（20万円）及び実費の支払を求める内容のものであり、①本件解約料条項中、解約料として請求される20万円に関して見れば、披露宴当日よりもはるか前である解約時以前では、被告は、消費者に対し、解約された本件挙式披露宴実施契約のために特段の費用支出を要する役務を提供しておらず、消費者が解約時までには本件挙式披露宴実施契約により手中におさめた利益は存在していないとともに、解約時点以降には、被告は、本件挙式披露宴実施契約で予定された披露宴当日に、別の消費者との間で、別途新たに挙式披露宴実施契約を締結することによる利益の取得がほぼ確実に可能であること、②本件解約料条項中の「実費」については、披露宴当日よりもはるか前である解約時以前では、個々の契約との個別の関係で支出がなされ、解約により無駄な支出となってしまうような被告の実費負担は想定できないことから、本件解約料条項は、損害賠償請求を認めないとする任意規定（民法651条2項）及び報酬請求を認めないとする任意規定（民法648条の2第2項）からの乖離の程度、あるいは消費者と事業者との間の権利義務関係の不均衡の程度が、著しく大きいものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条後段に該当する。

### (3) 透明性の原則との抵触

#### ア 消費者契約法10条前段への該当

本件解約料条項は、「申込金全額及び実費」を解約料として定める内容のものであるが、このうち「実費」については、その内容及び金額がまったく明らかではなく、透明性の原則に反している。

透明性の原則は、契約条項が、正確性、確定性、平易性、明瞭性を備え、消費者が当該契約条項によって自己の権利義務を確実に認識し、見通すこ

とができるものであることを要求するものである。その根拠は、約款による契約も、顧客の意思の関与が希薄であるとはいえ、契約である以上、顧客が契約時に当該契約の諸条件につき認識し理解しうる状態に置かれたのでなければ、当該条項に基づく契約を締結したものとして、拘束力を認め得ないこと、すなわち自己決定による法律関係形成のための最低限の基盤を確保することに求められる。また、事業者は、消費者にとって「消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易な」条項を作成するよう配慮する努力義務を負っており（消費者契約法3条1項1号）、この努力義務の定めは、当該努力義務対象の行為をすることが法的及び事実的な制約の中で可能な限り高い程度で実現されることを要求する「客観的法規範（原理）」として透明性の原則が法定されたことを意味する。

したがって、透明性の原則は、一般的な契約法理として、消費者契約法10条前段の「公の秩序に関しない規定」に該当する。

#### イ 消費者契約法10条後段への該当

消費者契約法10条後段についてみれば、不正確、不確定、難解、不明瞭で透明性のない契約条項は、約款を利用した消費者契約における消費者の意思的関与の希薄さや実質的交渉の欠如を助長するもので、契約条項の内容の適正さに対する担保を失わせるものであり、透明性がないことは希薄な合意をもたらすから、契約条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するかを判断するにあたり、透明性の原則違反は考慮要素となりうると考えられる。

判例（最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁）も、消費者契約法10条の後段要件について、「当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、

消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである。」と判示している。また、最判令和4年12月12日（フォーシーズ事件判決）は、契約条項の内容が一義的に明らかでないため、消費者がいかなる場合にその条項の適用があるのかを的確に判断することができず不利益を被るおそれがあることを、不当条項審査のひとつの考慮要素としている。

透明性の原則違反は、契約締結過程での情報提供が不十分であることを意味するものであり、上記判例にいう「契約が成立するに至った経緯」に関するものであるとともに、契約成立過程での透明性の欠如は契約条項それ自体を見れば明らかであって、契約条項に結晶化されているといえ、当該契約条項を見るだけで、平均的顧客の理解度及び期待に照らして明確かつ平易に条項が作成されているかどうかは明らかであるという意味で、契約条項自体が備えるべき適格性の問題である。消費者契約法10条は、契約条項の内容が適正であることを要求するものであるが、同時に契約条項の形式が透明なものであることを合わせて要求していると考えerことは十分可能である。

さらに、契約締結後の履行過程においても、透明性のない契約条項は、その曖昧さゆえに、事業者が解釈にあたり広範な裁量を行使ことができ、消費者に不利な契約解釈を押し付けることができるという意味で、契約条項の不当性の問題とも密接にかかわっており、透明性の原則は、不当条項規制の一翼を担う役割を果たしうると考えられる。

以上のとおり、透明性の原則違反によって、契約締結段階において不透明な契約条項から消費者の実質的な自己決定を伴わない合意（希薄な合意）が助長され契約の拘束力の正当性を欠くこと、判例も「契約が成立するに至った経緯」、「契約条項の内容が一義的に明らかでないため、消費者がいかなる場合にその条項の適用があるのかを的確に判断することができず

不利益を被るおそれがあること」を消費者契約法10条該当性の判断において考慮するべきであるとしていること、及び、透明性を欠く契約条項の利用を許すと、契約履行段階において不透明な契約条項の解釈にあたり事業者が広範な裁量を行使して消費者に不利な内容を押し付けうること等、からみて、消費者契約法10条の適用にあたっては、透明性の原則が考慮されることになる。

そして、本件解約料条項でいう「申込金全額及び実費」の「実費」については、実費として考慮される項目も不明であるし、その金額も算定方法も不明であり、その内容が全く見通すことができないもので、被告が恣意的に「実費」名目の金額を主張して消費者に押し付けることも可能であって、明らかに透明性の原則に反しており、消費者契約法10条に反するものである。

## 2 消費者契約法9条1号該当性

### (1) 消費者契約法9条1号の解釈

消費者契約法9条1号は、消費者は、情報の質及び量並びに交渉力の構造的格差のため、事業者が提示する取消料に関する契約条項について、対等の立場で交渉することができない地位にあることを前提に、不当条項規制の一環として設けられた特別規定であり、①証明負担の軽減のために事業者が損害賠償額の予定すること（民法420条）について消費者との熟議による合意があり得ないことを前提として、その予定額が民法上本来認められる実損害（民法416条による契約履行の場合の経済状態と契約が解除された場合との差額）の賠償額を合理的根拠なく超えてはならないことを要請しているものであり、②さらに解約金の上限額に制限を加え、消費者契約においては同一の事業者が多数の消費者と同種の契約を締結することが当然に想定されているから、特定の消費者と締結した当該契約の解除に伴って、当該事業者が被る損害は、その額すべてについて当該消費者から賠償を受ける必要は

なく、解除により反対給付の履行の責任をまぬかれた事業者が、その後も継続的に事業を営む中で市場において新たな取引機会を得ることができることを前提に、多数の同種契約全体の中で平均的に損害が填補されれば十分であるところから、「平均的損害額」を解約金の上限として定め、③事業者が、過大な解約金の定めを、消費者の契約からの離脱を事実上阻止するための枷として利用することを許さず、消費者が履行の継続を望まない契約から離脱する自由をできる限り尊重する趣旨のものである。

したがって、平均的損害を算定するにあたっては、①問題となる契約条項において定められている損害賠償予定額が民法上本来認められる実損害の賠償額を合理的根拠なく超えているかどうか、特に事業者からの現実の給付がなされていない時点での解約があった場合には、消費者にとっての「給付なければ対価なし」の原則、すなわち、「給付が提供されなければ対価を支払う必要はない」との原則を重視する必要がある、②事業者の消費者に対する損害軽減義務、すなわち、事業者は、解除によって履行義務を免れた反対給付を、合理的注意を尽くして市場で利用し、損害の発生を縮小するべき義務があるとの観点を考慮する必要がある、③消費者の解約の自由の尊重、すなわち、消費者が解約金の定めによって、望まない契約から離脱する自由を妨げられるべきではないとの観点を考慮する必要がある。

## (2) 本件解約料条項の問題点

本件解約料条項は、解約の場合における被告からする損害賠償請求について、損害賠償額の予定を、消費者が支払った既払額（20万円）と同額と定めた上で、この被告の消費者に対する損害賠償請求権をもって、消費者の被告に対する不当利得返還請求権と対当額で相殺するという法律構成を採用した契約条項であると理解することもできる。

このような考え方に立った場合、本件解約料条項は、消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定に該当するところ、以下に述べるとおり、本件解約料

条項の解約金は高額にすぎ、消費者契約法第9条第1項により無効となる部分がある。

すなわち、本件解約料条項によれば、消費者が披露宴当日からさかのぼって181日目に当たる日以前に解約した場合、申込金全額（本件規約第1条によれば申込金の額は20万円）及び実費を解約金として支払わなければならないこととなる。

しかし、披露宴当日からさかのぼって181日目に当たる日以前の解約には、1年以上前の解約や1年半以上前の解約も含まれるところ、そのような早期の段階で申込者が解約したとしても、通常挙式披露宴や宴会の予約をするのは1年以内になされることが大半であることからすれば、同一の日時に別の挙式披露宴あるいは宴会が申し込まれる可能性は極めて高く、たとえその後新たな申込がなかったとしても、それは解約とは無関係に予約が入らなかったからにすぎず、解約以前に他の予約申し込みを断ったことによる損害である可能性は極めて低いのであって、被告の被る損害はおおよそ考え難い。

また、披露宴当日より起算からさかのぼって181日目に当たる日以前の解約であったとしても、申込金20万円全額に相当する程の損害が発生することも考え難い。

よって、本件解約料条項は、消費者契約法第9条1号の平均的損害を超える条項に該当し、平均的損害を超えた部分については無効となる。

この点、披露宴当日から1年以上前の解約金の支払を要求する契約条項につき無効と判断した裁判例として、東京地判平成17年9月9日判例時報1948号98頁がある。

## 第5 被告が本件解約料条項等を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれ

以下の事情に鑑みれば、被告は今後も、本件解約料条項、請求の趣旨第2項所



定の条項又は請求の趣旨第3項所定の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるといえる。

## 記

### 1 全国の消費生活センターに多数の相談が寄せられていること

被告については、平成24年1月1日から令和4年2月27日までの間に全国の消費生活センターに合計286件もの契約・解約に関する相談が寄せられている（甲5）。

### 2 被告が消費生活センターの斡旋手続及び国民センターの和解仲介手続に一切応じなかったこと

被告は、令和3年11月、消費者が披露宴当日の1年6か月前に解約申し入れた事案において、消費者に対し、本件解約条項に基づき申込金20万円を返還しないと主張し、消費生活センターのあっせんにも応じず、さらに国民生活センターの和解仲介手続においても「和解の仲介の手続に協力する意思はない」「疑義があるのであれば訴訟で明らかにしてほしい」などと主張して同手続に応じず、国民生活センター法22条に基づく期日出席要求書に対しても手続に協力しないと回答して当該手続によることを拒否した（甲6・6～7頁）。

## 第6 消費者契約法41条に基づく事前の請求

1 原告は、令和5年5月12日付け「消費者契約法第41条第1項に基づく請求書」（甲7）をもって書面による事前の請求を行い、同書面は、同年5月15日に被告に到達した（甲8の1，甲8の2）。

2 同年5月22日の経過をもって、同法41条1項に基づく事前の請求書面が被告に到達した日から1週間が経過した。

## 第7 管轄

本件については、以下のとおり、民事訴訟法第5条5項及び消費者契約法第43

条第2項により、神戸地方裁判所に土地管轄が認められる。

#### 1 営業所

被告の運営する挙式披露宴会場「THE MARCUS SQUARE K OBE (ザ マーカスクエア神戸)」は神戸市内にあり(甲3, 4)、被告は神戸市内に営業所を有している(民事訴訟法5条5項)。

#### 2 事業者の行為地

被告は、「THE MARCUS SQUARE KOBE (ザ マーカスクエア神戸)」において挙式披露宴実施契約を締結しており、本件解約料条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行ったことがある(消費者契約法43条2項)。

### 第8 結論

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条3項本文に基づき、請求の趣旨記載のとおり、被告の行為の停止等を求めて本訴に及ぶ。

## 当 事 者 目 録

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号兵庫県母子会館2階

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
上記代表者理事 鈴木 尉 久

〒650-0023

神戸市中央区栄町通6-1-17 栄町通佐田野ビル3階301号

みのり法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 内 橋 一 郎

電 話 078-366-0865

FAX 078-366-0841

〒650-0015

神戸市中央区多聞通2-5-16 三江ビル8階

ともしび法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 加 藤 昌 利

電 話 078-367-7720

FAX 078-367-7730

〒662-0832

兵庫県西宮市甲風園1丁目7番6号 吉川ビル3階

西宮みらい法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 谷 口 芙 美

電 話 0798-31-0208

FAX 0798-31-0209

〒150-0022

東京都渋谷区恵比寿南1丁目15番1号

被 告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ  
上記代表者代表取締役 宮 下 慶 輔

## 条 項 目 録

既にご契約を頂いておりますご披露宴等を解約される場合には、下記のご解約料を申し受けます。

ご披露宴等当日より起算して解約日が181日前まで  
ご解約料：お申込金全額及び実費

## 配 布 書 面 目 録

従 業 員 各 位

株式会社ポジティブドリームパーソンズ

代表取締役 宮 下 慶 輔

## 指 示 命 令 書

当社:株式会社ポジティブドリームパーソンズは、今後、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記条項目録記載の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行いません。

つきましては、今後、別紙条項目録記載の条項を含む挙式披露宴実施契約を締結するための事務一切は行わないようにするとともに、別紙条項目録記載の条項が記載された利用規約、パンフレット等の書類は全て破棄するよう指示命令します。

## 条 項 目 録

既にご契約を頂いておりますご披露宴等を解約される場合には、下記のご解約料を申し受けます。

ご披露宴等当日より起算して解約日が181日前まで

ご解約料：お申込金全額及び実費

以上